

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 6号

発行：08年06月5日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: http://www.asahi-net.or.jp

5月12日第1回口頭弁論が開かれました —横浜地裁—



第四次厚木爆音訴訟の裁判がよいは始まりました。

私達厚木基地周辺住民が、過去3回・30数年にわたり国を相手に「静かで平和な空を返せ！」と訴え続けて来た願いを今度こそ勝ち取り、この四次訴訟が、厚木爆音解消の最後の訴訟でありたいと願うスタートが切られました。

第1回口頭弁論は、5月12日(月)午前10時から、横浜地裁(北沢章功裁判長)101号法廷で開かれました。当日は、原告120人が午前9時JR内駅に集合、弁護団も加わり横断幕を先頭に横浜地裁まで行進。地裁前で小集会を行った後、原告団は前半・後半に分かれ延べ100人が傍聴しました。口頭弁論は、原告弁護団の意見陳述、全国基地訴訟弁護団からの応援意見陳述が行われ、引き続き私達原告の代表4人・藤田栄治原告団長、富樫シヅエ(大和)・大塚力(藤沢)・小川誓順(町田)さんが原告意見陳述で爆音被害の状況や爆音・国に対する思いのたけと被害住民の救済を裁判長に訴えました。

閉廷後、エルプラザ3階ホールで「第1回口頭弁論報告集会」を開き、弁護団から「本日の陳述要旨と今後の進行」「全国基地訴訟弁護団」挨拶、「4人の原告意見陳述者感想」などがあり、午後1時30分一連の行動を終了しました。参加された原告、支援組織の皆さんご苦労様でした。

～弁護団意見陳述要旨～

(1)中野 新弁護団長 ～ 総論

- ① 政府は過去3回の厚木爆音訴訟で、度重なる「爆音違憲判決」を受けても根本的対策をたてず、住民の被害は止むことがない。これは行政による「司法判断の無視侵害」である。
- ② 本件では、民事訴訟とともに行政訴訟でも飛行差し止めを求めている。これは、航空機の訓練飛行(NLP・旋回飛行等)の違法性、基地周辺住民の「平和的生存権を侵害」する違憲な基地使用、独立国とも思えない他国の戦略や軍隊への従属、隷属を打ち破って、米軍軍隊と言えども我が国の法秩序による制約を受けることが有り得ることを示さなければならない等の判断を求めるものである。

(2)岡部 玲子弁護団副団長 ～ 厚木基地の被害

- ① 第3次訴訟東京高裁判決は、一審の横浜地裁判決をほぼそのまま引用し「国は被害軽減に向けての真摯な努力が窺えない」との厳しい指摘がなされた。
- ② にもかかわらず、直近7ヶ月(平成19/8～20/2)に測定された騒音(70dB以上)は滑走路北端から1.0km地点で11,712回を記録。特に正月3日・成人の日には80回/日を超えた。
- ③ 国は、計画的な基地施設管理によって、少なくとも確定判決の違法性、基準レベルを超えないよう、航空機の運用を調整することは決して不可能ではない。民間航空機についての騒音証明制度が、民間空港周辺の騒音を劇的に改善したことを想起すべきである。

(3)野村 和造弁護団副団長 ～ 国の無反省

- ① 厚木基地に於ける激しいジェット機の騒音に対し、昭和35年「人権侵犯」の申し立てがなされ、昭和39年、法務省擁護局長は「基本的人権の尊重の観点から考えると、このまま放置することは出来ない問題である。調査検討のうえ適当な処置を講ずる」よう防衛施設庁に通知した。
- ② しかし、被害は軽減されず昭和39年「大和・館野鉄工所」、昭和52年「横浜・緑区」への艦載機墜落事故での惨劇が相次いだ、国の姿勢は「米軍がすべてに優先」という実態であった。
- ③ 国は昭和51年9月住民が提訴した第1次訴訟の中で、「米艦載機が厚木に飛来しても着艦訓練が行われることはない」と主張。さらに「安全上及び飛行場の位置から生じる騒音規制の要求により着艦訓練は行われない」と提出書証で述べていた。それでも人口密集地の真ん中で、極めて高度な訓練がなされ、これは住民にとって、国の裏切り、米軍追従による責任放棄でしかない。さらに国は、住民の被害を知りながら故意に騒音を激化させた。
- ④ 国は、厚木基地の爆音は受忍限度内であり、国防という高度な公共性のもどでは我慢は当然だと主張して来た。さらに第1次訴訟・最高裁判決について日米合同委員会の議題に乗せる意志も示さず、その上1次訴訟差戻審、2次訴訟、3次訴訟の判決にもかかわらず、国は未だに受忍限度内だと主張している。

このような反省のない国の姿勢は根本的な誤りであり、裁判所がこの大きな間違いを正し、基本的人権の砦としての役割を果たすことを期待する。

(4)福田 護弁護団副団長 ～ なぜ、改めて差し止め請求か

- ① 厚木基地周辺住民は、第1次・第2次訴訟で損害賠償とともに航空機の飛行差し止めを民事訴訟で求めて来たが、自衛隊機の差し止め請求は民事訴訟では不合法として却下、米軍機に関しては主張自体失当として棄却された。第3次訴訟では、多数住民による訴えを優先させて、あえて差し止め請求を求めなかった。しかし米軍用機は超巨大な音を轟かせ飛来し、旋回し、離着陸を繰り返す。従って7,054名の周辺住民は、もう一度飛行差し止めを掲げ、国に対し騒音解消のための抜本的解消を求めることにした。
- ② ジェット機の騒音は、その直下で110～120ホンにも達する。電話のベルは70ホン前後だが、110ホンという航空機騒音は、その1万倍のエネルギーを持ち、うるさは16倍である。軍用機は飛行活動が不規則であるため騒音襲来に対する予期不安や驚愕性、睡眠の質の変化、テレビ等の視聴覚妨害によるイライラ感の継続、あるいはNLPのような騒音の集中暴露によって、騒音の影響はより一層おおくなる。
- ③ 航空機騒音による被害は、会話・通話妨害、視聴妨害、職業生活・趣味生活・勉学妨害、療養・睡眠妨害、ストレスの付加等の健康被害にもおよび住民の日々の生活と健康、そして人格権を侵害する重大な被害であり、75Wコンター内だけでも24.4万世帯、おおよそ70万人という膨大な人々が暮らしている。重篤な病人、生まれたばかりの赤ちゃん、明日を控えた受験生等々騒音被害人口はその2倍ないしは3倍にも及ぶ。
- ④ 厚木第1次訴訟最高裁判決は、自衛隊機の飛行差し止め民事訴訟について「行政訴訟としてどのような要件の下に、どのような請求をすることが出来るかはともかく」として、民事上の差し止め請求は不合法とした。昭和56年最高裁大法廷は、大阪国際空港に関する判決も民事訴訟法は不合法と類似の判断を示した。しかし他方、昭和62年日本原演習場の自衛隊射撃訓練の差し止めの最高裁判決は、行政訴訟は不合法で民事訴訟によるべきとし、平成7年国道43号線の騒音等差し止め請求に関する最高裁判決も、民事訴訟を合法とした。民事で求めれば行政で求めれば民事で、と言うようなキャッチボールによる、裁判を受ける権利の否定が有ってはならないと考えるし、米軍に対してあたかも治外法権を認めるようなことが有ってはならない。厚木基地に於ける航空機の離着陸等の差し止めについて、裁判所の叡智・英断を求めらる。

厚木基地 平和運動センター 泉央共闘



報告集会での福田弁護士

(5) 佐賀 悦子弁護士事務所次長 ～ 迅速審理の要請

- ① 平成18年7月、東京高裁で第3次訴訟に対する控訴審判決が出され、爆音は受忍限度を超え、国が騒音解消について抜本的対策を怠っていると指摘。提訴から約9年が経過していた。この間180名を超える原告が無念の思いを抱きながらこの世を去った。今回7000名を超える原告団が提訴した。1日も早く一人でも多くの地域住民に爆音違法の判決を届けるべく、裁判所には効率的かつ迅速な審理を求め
- ② 第3次訴訟で、5000名近い全原告がいかなる経過でこの地に居住するようになったのかを書面にして、被害の実情とともに訴えた。自分たちは普通の暮らしがしたいのに、静かな空を望んでいるだけなのに。厚木基地の爆音被害を訴える訴訟は既に4度を救え、既に争点は定まり、過去3度の確定判決が争点に対する判断を明確に行っている。国が答弁書で指摘する受忍限度論、共通被害論、危険への接近の法理などの答弁は、既に確定した判決で原告らによる詳細かつ膨大な陳述を前提として明確に排斥されている。この訴訟は7000名を超える集団訴訟であり、裁判所と原告、被告・国が協力しなければ裁判の長期化は避けられない。従って裁判所はより効率的な訴訟遂行が図られるよう確固たるリーダーシップを強く希望する。

～原告団代表意見陳述要旨～

(1) 藤田 栄治原告団長



地裁前で報告する原告団長

私は第三次厚木爆音訴訟では原告団の事務局長として裁判に係わってきました。そしてこの度の第四次訴訟では原告団団長の任を担うことになりました。第1回口頭弁論に当たり、三次訴訟で得た体験と四次訴訟に寄せる原告の思いを要約し以下三点にわたり意見を述べます。

① 一厚木基地の爆音の現状

厚木基地の爆音は過去3回の裁判でいずれも「違法状態にある」とする司法の明確な判断が示されている。特に第三次訴訟の判決では、「違法状態にある爆音を解消するための努力を怠ってきた国の怠慢」が厳しく指摘されたが、それ以降も爆音の激しさは何ひとつ変わっていない。

2006年の告示で、爆音被害地域は南北にわたり拡大されていることは国も認めているが、問題なのは最近の飛行のあり方と爆音の質的变化である。

自衛隊機では近くP3C対戦哨戒機がジェット機化されることになっており新たな心配の種を持ち込んでいる。

米艦載機の爆音は、2003年に配備された新型戦闘機スーパーホーネットなどにより、格段に激しさを増し、その轟音は軒並み100dbを超え110db以上を記録することもまれではない。

飛行の状況も、時に連続発進、編隊飛行、旋回飛行、低空飛行、早朝の飛行、夜遅くまでの飛行など「やりたい放題のことをやっている」そんな状況である。特にNLPとその前段の集中訓練は、言語に絶し健康な者でさえ、錯乱状態に陥るものもある。日本は法治国家、基地周辺住民は法の外に追い出された「捨てられた民なのか」と叫びたくなる心境だ。

② 一在日米軍再編と厚木基地

現在日米間で進められている在日米軍再編は、国が「厚木基地をこのままの状態では放置することはできない」と認識したものと一定の評価はできる。しかし「違法状態にある爆音を他の地域へ転嫁することで問題の本質を解決することになるのか、また岩国市民はこれを受け入れるのか」大きな疑問をもっている。

仮に米軍再編が実現しても2014年のことで、この先6～7年は爆音被害を受け続けることになる。

それ以上に懸念されることは「爆音軽減の裏付けが全く示されていない」ことである。厚木基地米軍司令官は「横須賀の空母との体制を維持する上でも、厚木基地の機能は不変」と言明、また岩国周辺の訓練空域の問題や整備施設の体制から、移転した艦載機が頻繁に厚木基地に立ち寄るといった構造が拭い去れない。硫黄島がNLP代替訓練施設として完成した時、「厚木の爆音は大幅に削減される」と期待しましたが結果は今日のような実態であり、「基地の機能を強化するだけ」ではないのか。

③ 一飛行差し止め請求

この度の第四次訴訟で、私達は「爆音被害に対する損害賠償請求と飛行差し止め請求」を求めて提訴した。私達原告が四たびにわたり裁判に訴えた真意は、「爆音そのものをなくし、静かな生活環境を取り戻したい」の一念からであり、今回民事訴訟、行政訴訟の両面から飛行差し止め請求を行ったのは、爆音解消に実行力のある判決を期待した原告の総意によるものである。

なお、今回の第四次訴訟の原告は、新たに爆音被害地域と認定された茅ヶ崎市・町田市、被害地域が拡大した藤沢市・相模原市を含めた8市・7054名に達している。しかし、訴訟に参加したいとして原告団に申し込まれた希望者総数は8500名を超えている。このうち450世帯・1300名余の申込者は、国の定めた所謂「コンター」から外れている方々である。これだけ多くのコンター外の申し込みがあったということは、もっと広範囲に、もっと多くの住民が爆音被害を受けていることを実感した。

第四次訴訟では「飛行差し止め請求」を通じ一歩踏み込んだ、目に見える効果が発揮される判決を英断をもって下されるよう強く訴える。

(2) 富樫 シヅエさん (大和第六支部)



① 私は現在の住所(大和市福田)に平成5年から居住している。厚木基地南端から直線で200m、しかも滑走路の延長上直下にある。横浜市栄区から引越してきたが、まるで戦場に来たのではないかと思うような毎日、そのひどさに耐えきれず、第三次訴訟に原告として参加した。判決で「爆音は違法」だと認めてくれて、爆音が静かになると期待した。しかしその後爆音は一向に収まらず、それどころかまた一段とうるさくなっている。私はまた原告として裁判に参加しましたが、いったいつまで裁判を続けなければならないのか、いつになったら平穏な生活が出来るようになるのですか。裁判所には明確な答えを出していただきたいし、それが裁判所の役割なのではないですか

② 私の夫は秋田県出身で、よく秋田の親戚と電話をします。私は群馬県出身ですので、群馬の知人と電話をしますが、一旦航空機が飛び始めると、電話で話などとうてい不可能になってしま

1機がグワッと地響きを立てて飛んでいき、その騒音が消えないうちに2機目、3機目と飛んできて、これらのエンジンが大空に共鳴して、ものすごい爆音として私達に降りかかってくる。当然電話での話を続けることはできず、遠方の方との電話は中絶して長時間待たせ、大変申し訳ない気持ちでいっぱいです。近所の人との会話も同様です。テレビを見ている場合もつとつと音量を最大にしても、音声はかき消されそれまでの話とつじつまが合わなくなってしまう。地域の防災無線でも放送中航空機は遠慮なく飛び続け、地域住民を守るための放送が機能なくなってしまう。

③ 原告のみんなが口をそろえて、おなじようなことを言いますがこれは原告以外の住民も含めて、地域住民全員が同じような被害を訴えているということです。今回原告数が7000人を超えています。この背後には7000名の原告数では測れない多数の住民がいることを考えてください。さらに、何年も同じような被害を訴え続ける意味も考えてください。航空機の爆音は単なる騒音ではなく、地響きのようなお腹の中に響く音であり、頭の中をかきむしるような金属音であるため、この音に慣れるということは一切ありません。防音工事の効果もほとんどないのです。この爆音のひどさは数値的に計測された音量で測りきれものではないし、聴いたことのない人には多分、想像もつかないものであろうと思います。裁判官が真実を知ろうという気持ちがあるのであれば、私の家にホームステイしていただきたい。喜んで私の家を提供します。

④ 被害は騒音問題だけにとどまらず、基地周辺で生活していく不安についても裁判官は考えていただきたい。これまで厚木基地周辺の墜落・落下物事故には枚挙の暇がありません。ミサイルを積んだ軍用機が、石を投げれば当たるような低い高度で、我が家の真上を飛んでいくのです。この



写真左より富樫シヅエ・小川智順・大塚力さん

の恐怖が裁判官にはお分かりでしょうか。私が住んでいる地域はまるで戦場ではないかという願いがいつもあります。私達が爆音のない静かな毎日を暮らせるように、人間らしい生活を送ることができるように、適切な判断を下して下さいますようお願いいたします。

(3) 大塚 力さん(藤沢支部)



① 私は、平成4年から16年間、厚木基地と相模湾を結ぶライン上約10キロにある、11階建てマンションの3階、南西角部屋に住んでいます。藤沢市の住民は、何十年も悩まされ続けています。飛行ルートの下真下に居住し、この爆音問題をどうしたらいいのか、この怒りを何処にぶつけたらいいのかと思っている時、この訴訟を知り、少しでも藤沢の被害を国に分かってもらいたい一心で参加を決意しました。

藤沢市の新しい被害認定地区の地図を見ると、道一つ隔てて被害地区を外れている方々が多数います。道一つ隔てれば爆音が無くなるのではなく、被害の実態は同じです。コンターで形式的に区分けできる問題ではありません。私は、新たに爆音被害地区に認定された方々はもちろん、藤沢市の全住民の気持ちを代弁するつもりで意見を述べます。

② 正直申して、現住所に引っ越してくるまでは、航空機の爆音がこんなに凄

いものとは思いませんでした。しかし、引越当初から、妻は帰宅した私に「今日、飛行機の音が一日中うるさくて参ったわよ。何とかならないかしら。」と毎日のように文句を言うようになりました。平成11年イラク戦争が始まり、航空機の訓練が一段と活発化し、夜間訓練も非常に多くなりました。

丁度この頃、妻が腎臓結石を患い、痛みがある時に重ねて爆音に曝される、更に痛みが増すようでした。そんな時に、爆音を止めることができず、苦痛に顔をゆがめる妻を見守ることができない自分に腹が立ちました。その後、妻は慢性腎臓病になってしまい病院通いの毎日が始まり、現在も続いています。主治医からは安静にするように指示を受け、昼間の12時から3時にかけて横になって休むようにしていますが、丁度この時間帯は爆音が酷く、十分に昼寝をすることができません。一番安心できる自宅内で、病人が安静にできないというのは非常に辛いものです。



口頭弁論の内容を報告する石黒弁護団事務局長

③ 以下、現在の我が家の騒音状況について述べます。
 キティホークの横須賀入港数日前に、洋上から厚木基地に向け艦載機を
 発進させます。この時には、大体2分おきに1機ずつ、爆音をまき散らしな
 がら自宅上空を通過していきます。2、3機が編隊で飛ぶ時もあり、その時
 の轟音は凄まじいものです。

また、キティホークが横須賀を出港する際は、我が家の真上辺りから洋上
 に向けてパワーを全開にして轟音を撒き散らしながら飛び去っていきます。
 艦載機のほぼ全機が飛び出しているのでもったものではありません。この
 ようにキティホークが入出港するたびに、この地域の住民は多大な被害を
 受けています。

さらに、空母が横須賀に寄港している間は、駐留している約80機の艦載
 機が厚木基地周辺を飛びまわっています。特に多数を占めるスーパーホー
 ネットはエンジンパワーを35%増加したため、その轟音は更に凄まじいも
 のになり、5機のブラウナーは1機と雖もエンジンが2基付いているため、飛
 行時の轟音は大変なものです。

これら艦載機が、硫黄島での訓練のため、殆ど毎日轟音を撒き散らしな
 がら飛び出して行き、翌日の日中から夜10時、時には午前0時、1時過ぎま
 で自宅の真上に轟音を撒き散らしながら、帰ってきます。特に深夜は、夜遅
 く帰ってきたと言わんばかりに、エンジンの轟音をさらに空ふかして、基地
 に向かって行きます。午後10時から午前6時までの飛行禁止時間も全く無
 視されています。

NLPの時も、夜8時ごろから10時頃までの間、低空かつ非常に速い速
 度でタッチ&ゴー待ちのため我が家の真上あたりを旋回しており、この旋
 回音は長時間鳴り止みません。

しかも、そういう日に限って濃霧か雨天の日が多く、轟音が雲に反射する
 のか空一面に轟き、機体が見えないのに音だけがすごく鳴り響く状況であ
 り、夜ゆっくりとテレビを見ようと思っても轟音が音がかき消され、「全く楽し
 むことができない。また、子供や孫達からの電話も、「今はダメだから、聞こ
 えないから、急用でなければまた電話して」と会話を断らなければなら
 ないのはストレスである。

④ 我が家では、爆音の凄まじさを第三者に伝えるため、航空機騒音記録をつ
 けるようになりました。私か妻が自宅にいれば、日時・騒音度合いなどを記
 録しています。最近の記載をあげると、4月9日は、午前9時に飛び始め、
 午後12時50分から8時45分までに33回、延べ33機が爆音を撒き散らしな
 がら飛んで行った。

翌4月10日、午前11時21分から午後1時42分まで、昨日と同じ33機が
 戻ってきた。この時は、特に昼12時の昼食時間中、真上を22機が連続して
 飛び続けたので、藤沢市役所に電話して、その騒音の酷さを電話越しに聞
 いてもらったほどであった。

自宅の防音工事については、2年前に指定区域に入ったが、新規指定も
 33000戸あり、私の自宅は10年後になるとのことである。今、多くの艦載
 機の岩国への移転計画があるが、当分は現状の状態が続き、仮に移転し
 ても空母の母港が横須賀であれば、訓練の航空機が厚木基地に立ち寄る
 ことが無くなることはないと思います。むしろ今年8月横須賀に入港する、キ
 ティホークに代わる原子力空母ジョージワシントンの訓練等のため、今まで
 以上に爆音が酷くなることを心配しています。真夏に窓を締め切って、湘南
 のすばらしい自然の風を取り入れることも制限されるかと思うと、今から憂鬱
 ですたまりません。

私は現在76歳。静かな環境の良い湘南地区を、妻との住みよい生活を
 夢見て、終の棲家と思って住んだのに、余りにも酷い爆音に怒りがこみ上げ
 てきます。もうこの爆音には耐えられません。

私は、何万人という湘南地区周辺住民の代表としてこの訴訟に参加してい
 るつもりです。基地周辺が少しでもよい環境になるよう裁判官の方々にお願
 い申し上げます。



(4)小川 誓順さん(町田支部)

① 私は今回の裁判から参加が可能になった町田市の
 原告を代表しての意見と、30年間にわたる精神障害
 者との関わりを通じて思っていることを述べます。
 私は厚木基地の滑走路北端から北側約8750メートル
 の位置に住んでいます。

② 私は1976年、30才の時に、東京都渋谷区から引っ越し、縁あって町田市
 の精神科病院に就職し、ソーシャルワーカーとなって、精神科に入院しな
 ければならないと思っている患者さんとその家族や入院中の患者さんに対し
 入院手続きや法的援助の手助けをしたり、退院する患者さんの社会復帰
 の援助、行政援助との橋渡し、さらに退院後の受け入れ家族の説得などの
 仕事をしておりました。

私はこの仕事に就くことになり、当時目にした患者さんのおかれていたひ
 どい環境を何とかしたい、そのためには生活の場所を移して生涯に亘って
 打ち込もうと思ひ、勤務先の精神科病院とそれに隣接する寮のあった町田
 市に飛び込んできました。

③ 病院で働き始めてしばらくすると、入院してうずくまっている患者さんに突然
 爆音が響き渡り、これはとんでもないことだと愕然としました。病院の職員に
 聞いてみると私の住所と600メートルしか離れていない町田市の市街地には、
 1964年に飛行機が墜落した大惨事があったようで、同僚はロタに怖
 がっておりました。私は、こんなひどい状況に患者さんがさらされているこ
 のひどさを改めて感じました。

④ 私は、ソーシャルワーカーになると共に、地域に溶け込み、多くの人に助け
 てもらい、町田市が私の生活の場で有ると思ひ、住めば都とも思っています。
 しかし騒音だけは許せず、我慢できない思ひ、何とかしたい、できること
 なら撃ち落としてやりたい気持ちを抱いて30年間暮らしてきました。そして、
 今回この裁判に町田市在住の人間も参加できると聞き、やっとな年の苦し
 みを訴える機会ができたと思ひ、それを知った翌日に参加申し込みをし
 ました。

⑤ 私は、ソーシャルワーカーを続けているうちに、精神障害者の退院後地域
 での受け皿造りも重要だと思ひ、精神障害者が地域で安心して「癒える場」
 「交流できる場」としての共同作業所を1986年設立し、以後3つの共同作
 業所の設立に関わり、現在「社会福祉法人・コメット」の常務理事を務めて
 います。

「コメット」は精神障害者の社会復帰の受け皿として、仕出し弁当の製造・
 販売、パンの製作・販売、陶芸品の製作・販売の3つの授産施設を運営し
 ています。ありがたいことに地域住民の方々との理解と協力を
 得て評価もいただいています。

⑥ 「コメット」の授産施設では、70~80名の障害を持つ方々が働いていま
 すが、彼らと接して思うのは、彼らは気持ちや思いを外には出せず、気持ち
 を内へ内へと貯めこんでいってしまうことが多いということです。
 裁判官にわかってほしいのは、私たち約7000名の原告は、裁判に参加し
 て被害を主張していくことができますが、多くの精神障害者のように精神障
 害者であるがゆえに、国に対して不満を言わない、言えない、その結果被
 害を訴えられない人々がいるということです。

⑦ 自分の意思で裁判に加わら
 ない人たちもたくさんいると思
 いますが、原告になった約70
 00人もの人々の背後には、不
 満を口にさせない多くの潜在
 的な被害者がいることを、裁判
 官に訴えたいと思ひます。

「精神障害」を抱えている人
 が、事件を起こしやすいと報道
 されています、また「うつ病」な
 どのストレスをためて、仕事や
 日常生活に支障をきたしている
 方々が増えていることはご存
 じと思ひます。「爆音」が市民、
 とりわけストレスに弱い方々に
 多大な負担を強いていること
 をわかって下さい。



以上が4名原告の意見陳述の要旨でした。

～ 全国基地訴訟弁護団応援陳述要旨～

全国の基地訴訟弁護団が、それぞれの基地訴訟の実情と訴訟の争点を次のように述べたあと、第四次厚木爆音訴訟に対して、「裁判所は問題の本質から目を逸らさず、差し止めを含めた画期的な判決を下す」よう応援弁論を行いました。

- (1) 新嘉手納基地(差止め)訴訟弁護団 神谷 誠人弁護士
 - ① 05年2月一審判決 W値85未満～75W値以上の損害賠償棄却され、現在控訴審で係争中
- (2) 普天間爆音訴訟弁護団 伊志嶺 公一弁護士
 - ① 02年10月/03年4月それぞれ一次・二次提訴、原告400名 6月26日(木)判決言い渡し。
*04年8月13日(金)普天間基地所属軍事ヘリ、沖縄国際大学構内に墜落。事故処理対応等で社会問題化。
- (3) 新横田基地公害訴訟弁護団 中村 晋輔弁護士
 - ① 96年提訴・07年5月最高裁判決～東京高裁判決・将来補償を破棄(裁判官2名反対意見)
 - ② 現在、次期提訴準備中 *地域住民のご紹介と提訴への決意挨拶があった
- (4) 小松基地騒音差止訴訟弁護団 中田 博繁弁護士
 - ① S50年10月第1次と第2次を併せ、H6年12月名古屋高裁名古屋支部判決
 - ② H7年12月第3次と第4次を併せ、H19年5月名古屋高裁金沢支部判決
①②いずれも損害賠償を容認。差し止めは民事不違法で門前払い。
 - ③ 本年9月を目途に、第5次訴訟を準備中。
- (5) 岩国基地騒音差止訴訟(仮称)弁護団 田畑 元久弁護士
 - 「報告集会」で連帯挨拶
 - ① 現在、厚木訴訟原告団・弁護団の支援を受けながら提訴に向けて準備中。今後も皆さんと連帯を強めながら、頑張っていく

～ 国側の反論は従来の主張の繰り返し～

- 被告・国は、この日の陳述は見送り、「答弁書」で
- ① 飛行差止めについては、「一次訴訟の最高裁判決で、自衛隊の飛行差止めは不違法とされ、米軍機の飛行差止めは国の支配はおよばない」として請求却下を主張しています。
 - ② 損害賠償請求については、「騒音は住民の受忍限度内にある」と主張し請求棄却を求めています。さらに「飛行場周辺が騒音にさらされている地域であることが広く周知された以降に転入した者は、騒音による被害を容認したものと推定されると、国は第3次訴訟判決で認められなかった「危険への接近論」を相も変わらず主張しています。
※私達原告は今後の法廷の場でこれを覆していくことになります

原告の声 No2

第1回口頭弁論に参加して

静かな空をの願いを強くした一日

初めての裁判傍聴です。切々と語られる陳述・弁論を聴き、改めて、一人ひとりの平和なくして本当の平和はない、という思いを強くしました。又、爆音にどこか諦めの気分になっていたこの頃ですが、大和に来た24年前、爆音に驚き、何かしなくてはと思ったことを思いおこしました。これまで、多くの方が尽力されてきた事に感銘を受け、一日も早く静かな空をの願いを強くした一日でした。

大和市南林間 平島 香

他基地の応援に勇気づけられる



第四次爆音訴訟の第一回口頭弁論を傍聴しました。傍聴は初めてではないのですが、裁判所の持つ独特の重い冷たい雰囲気にはやはり緊張します。今回は嘉手納、普天間、新横田、小松の各基地訴訟団の意見陳述も行われ、共に連帯して闘っていく力強い姿勢に勇気づけられました。

閉廷後の報告集会では、岩国基地も訴えを起こす準備を進めていることがわかりました。裁判勝利に全体で頑張りたいものです。

相模原市 渋谷 正子

【皆さんの声を掲載していきたいと思っております是非投稿して下さい】

連日の爆音!! 「もう我慢できない!!」
キティホーク艦載機訓練で「やりたい放題」

空母キティホークは5月12日(月)、最後の演習航海を終えて約1ヶ月ぶりに横須賀に寄港しました。

今回は、間をおかず14日(土)から艦載機の訓練が始まりました。連日早朝から夜遅くまでひっきりなしに上空を飛び回っています。

2機が低空で急旋回して着陸態勢に入ろうとしている上空では、2機編隊の艦載機がエンジンを目いっぱいにして超高速で飛び去って行きます。まさに「爆音」が空から降り注いでくる」といった状態です。さらに、19日(月)～21日(水)には硫黄島でNLPが実施されましたが、それに参加する艦載機が早朝に発進、夜遅く帰着するといった毎日でした。それに加えて大島沖での洋上訓練に行くのでしょうか数機が朝から何回か飛び立ち、1～2時間後に帰ってくるのが繰り返されていました。キティホークは28日(水)横須賀を出港して、退役のため本国に帰ります。

“最後の置きみやげ”と言わんばかりに連日騒音を振り撒いています。

8月には、原子力空母ジョージワシントンがやってきます。

今後ますますに、ねばり強く、抗議・苦情の電話をしましょう!!

4月26日!

学習と親睦交流・第1回ブロック長会議

7054人という大原告団で、これから長期間にわたり裁判を闘っていくためには、原告一人ひとりの情報の共有と、原告同士が絆を深め行動していくことが必要です。

第四次厚木爆音訴訟団では、全エリアを12支部に分け、さらに各支部をブロックに分けてブロック長を配し、なるべく小さな範囲で原告同士がコミュニケーションをはかれるよう取り組んでいます。



説明・報告提案をする事務局長

4月26日(土)国民年金保養センター(さがみの)で開催した「第1回ブロック長会議」では、“ブロック長の役割”を確認するとともに、各原告のみなさまにお伝えできるよう“これからの裁判の動きと厚木基地の現状”を長時間にわたり学びました。

当日は、ブロック長、役員、弁護士合わせて90人を超える参加で、質疑も活発に行なわれ、この後、参加者による親睦交流会が和やかにおこなわれました。原告の皆さんには、ブロック長よりさまざまな働きかけがあるとと思いますが、ご協力よろしく願います。

なお、地元相模原支部の皆さんに大変お骨折りを頂きました。有難うございました

文責 伊知地るみ

参加しよう!!

「基地シンポ2008 in 神奈川」

私たち、第四次訴訟原告の弁護団の先生方が所属する、横浜弁護士会では次の通り基地問題についてのシンポジウムを開催します。私たちが現在進めている厚木爆音訴訟についても、報告と爆音の再現を行います。一人でも多くの皆さんの参加をお願いします

基地シンポ2008 in 神奈川

“いま基地の街では”
岐路に立つ住民の安全と地方自治

- * 開催日時 6月28日(土) 13時～16時
- * 会場 横浜関内ホール
- * 集合 12時30分 関内駅(市役所側) 入場無料



「会員証」を配布します

原告団入会金・年会費を納めていただいた会員の方(全員)に、「会員証」を支部役員が、7月中旬から順次お届けしますので、受領後は大切に保管してください。

※「会員証の取扱いについて」も同時に配布しますので、保管などの取扱いはこれに従ってください。